

広島市南区選挙管理委員会告示第10号  
令和7年7月3日

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における投票所の開閉時刻を、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条第1項ただし書の規定により、次のとおりそれぞれ繰り上げます。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 中田憲悟

1 投票所の開閉時刻を繰り上げる投票区

投票区名	投票所施設名	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
似島	似島集会所	午前6時	午後6時

2 投票所を閉じる時刻を繰り上げる投票区

投票区名	投票所施設名	投票所を閉じる時刻
金輪	金輪島集会所	午後6時